

## 議案第4号

### 渋谷区公告式条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

### 渋谷区公告式条例の一部を改正する条例

渋谷区公告式条例（昭和25年渋谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（条例の公布）

第1条 渋谷区条例（以下「条例」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に区長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、区のウェブサイトに掲載して行う。ただし、区長が必要と認めるときは、渋谷区役所庁舎前の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第2条に見出しとして「（規則の公布）」を付す。

第3条及び第4条を次のように改める。

（区長の定める規程の公表）

第3条 区長の定める規程（規則を除く。）を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び区長名を記入しなければならない。

2 第1条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

（区の機関の定める規則及び規程の公表）

第4条 第1条の規定は、区の機関（区長を除く。以下同じ。）の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「区長」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、区の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「区長名」とあるのは、「当該機関名」と読み替えるも

のとする。

第5条に見出しとして「(施行期日)」を付す。

#### 附 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

#### (説明)

書面掲示の見直しを行うため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。